

広島経済大学研究論集
第31巻第2号 2008年9月

備後地域における葉煙草専売に関する一考察

——府中専売支局関連の史料を中心に——

濱 田 敏 彦

(広島経済大学経済学部准教授)

はじめに

周知のように、日本における煙草専売は、一八九八年(明治三一)一月一日、葉煙草の専売が実施されたのが嚆矢である。日本の近代以降、財政史上に重要な意義をもった煙草に対する課税そのものは、すでに一八七五年(明治八)一〇月、太政官布告第一五〇号をもって「煙草税則」として布告されていた。そののち数次にわたる改正が加えられ、日清戦後経営とその財政需要の増大に伴って煙草からの税収拡大が要請される中、一八九六年(明治二九)三月に「葉煙草専売法」が法律第三五号をもって公布され、二年後の一八九一年(明治三一)にその施行をみた。さらに、日露戦争の戦費調達などから財源確保の要求が強まり、一九〇

四年(明治三七)三月には法律第一四号により「煙草専売法」が公布され、同年七月一日の同法施行とともに煙草の製造を含めた完全専売制へと移行し、大蔵省専売局がこれを所管することとなった¹⁾。

「煙草消費税」が専売事業に至った背景について、近藤康男氏は、「我国資本主義が軍事的な方法によって伸びようとしていた性格から由来するところの高い税率課税の必然性」と、「煙草が農業的生産物の単なる加工品ではあるが、煙草製造業に於ける工業的発達」が顕著であったことと由来するとした²⁾。これに対して遠藤湘吉氏は、前者を肯定しつつ、後者については「煙草製造業における工業的発達が顕著である」とは言い難く、そこに日本の専売制の問題点があることを指摘し、日本の煙草専売を成立せしめた「財

政ならびに社会経済上の歴史的具体的要因」を考えていくことの重要性を主張した。^③

本稿では、煙草専売制の「社会経済上の歴史的具体的要因」に関連して、広島県の備後地域を主な対象としつつ、府中専売支局の史料に拠りながら、一地域の葉煙草生産と葉煙草専売について考察する。先述したように、一八九八年（明治三一）に葉煙草専売法が施行されたのに伴い、葉煙草の一大産地であった備後地域の集積拠点として、芦品郡府中町（現、広島県府中市）に「葉煙草専売所」が設置された。^④ここでは、府中専売支局にのこる備後地域やその周辺地域の煙草関連史料を中心に検討し、備後地域における明治前期の煙草生産、とくに葉煙草専売成立前後の実態とそれが地域社会に与えた影響について検討を進めていく。そのため、本稿は煙草専売の制度的な側面から日本財政・経済の特殊性を追求するという巨視的な分析ではなく、煙草生産と葉煙草専売の地域社会における運営と実態に視点をおくにとどまることとなる。

第一章 前近代における備後地域の煙草生産

第一節 近世後期、備後地域の煙草生産の概況

本章では、近代における備後地域の葉煙草専売の前提となる近世後期の煙草生産状況について検討したい。まず、

表1 明治10年 地方別煙草生産

地域	生産量 (斤)	比率%
奥羽	4,059,015	16.0
関東	4,205,317	16.6
中部	4,859,830	19.2
近畿	2,157,088	8.5
中国	3,447,820	13.6
四国	1,239,399	4.9
九州	5,383,600	21.2
計	25,352,069	100

(註) 明治10年全国物産表

を有する九州地方や信濃を有する中部地方は別格として、奥羽・関東地方にはほぼ匹敵する生産量を誇る位置にあった（表1）。ただし、実際には一五八〇万八八八斤と全国煙草生産の六二・四%を占めていたのは、五〇万斤以上を生産する一五カ国の生産地であり、その主産地は東奥羽・関東、西奥羽・信越、瀬戸内山間部、九州山間部であった。そして、中国地方、瀬戸内山間部の中で、五〇万斤以上の生産量を示していたのは、備後に隣接する備中（備後国境の川上郡と伯耆国境の阿賀郡が中心）で、全国七位の位置を占めていた。また、主な対象地域としている備後は、明治一〇年頃に生産量一五万斤以上のグループ二六カ国の中に位置づけられ、さらに、安芸は五万斤以下のグループに

中国地方の煙草生産の概況をおさえるために、明治一〇年（一八七七）頃の全国葉煙草生産額をみると、中国地方の生産額は全国の一三・六%を占めており、一大産地である薩摩

属していた。⁵⁾このように、近代初頭、生産量の地域差はあれども、備後国とその隣国備中国・安芸国の瀬戸内山間部において、煙草は農民にとって貴重な換金作物として重要な役割を果たしていた。

煙草は、一五四三年(天文二二)、ポルトガル人によって日本、とくに九州地方にもたらされ、「長崎多波古」ともよばれて、近世初頭には各地にその栽培と喫煙が拡大したとされる。幕府は稲作への配慮から、一六一二年(慶長一七)に煙草の植付けや喫煙などに関する禁止令を出しているが、寛文年間の頃になると本田畑以外の作付けは許可する方向に転換し、煙草は商品化への途を歩み、さらには貢租の対象となっていた。⁶⁾中国地方に煙草が伝来したのは慶長初年頃ともいわれるが、一六六三年(寛文三)の『芸備国郡志』の備後の項には、当時長崎多波古と呼ばれるものが客のもとへなしや贈答品に用いられ、「流風之物」として広まったとの記述もある。⁷⁾備後国の場合、福山藩が煙草を豊表・木綿につぐ主要国産としたこともあり、近世前期からかなり盛んに栽培されており、一六六九年(寛文九)には銀一〇貫七五八匁、一六九六年(元禄九)には三一貫九二八匁の煙草運上銀が計上されるなどしている。この運上銀は一丸(八〇斤)につき一匁計算であるので、それぞれ八〇万斤、二四〇万斤の煙草が徴収の対象となっていたことにな

るが、運上銀は領内の問屋を通じて売買される煙草に課されていたため、この数値には他領産の煙草も含まれており、そのまま備後国の全生産量を示すものとはいえない。⁸⁾とはいえ、この数値は近世における備後国の煙草栽培の盛況さを十分に窺わせるものである。

備後国(福山藩領)の主産地は、神石郡と芦田郡など備後北部の山間地帯であった。一七一年(宝永八)芦田郡

表2 宝永8年 芦田郡諸村の畑地利用状況

村名	畑面積 反	作種別植付面積比率(%)		
		煙草	雑穀	綿
上山	429.914	40	60	—
久佐	254.613	30	60	10
阿字	247.215	40	60	—
木野山	248.627	30	60	10
行藤村	208.427	30	70	—
藤尾	538.102	20	70	(大豆)10

(註)『府中市史』史料編IV地誌編

山間部農村の畑地利用状況をみると(表2)、現在の府中市に含まれる上山・阿字・久佐、さらには木野・行藤など各村で煙草作付面積が畑地の三〇〜四〇%を占めており、自給的な雑穀を除けば、煙草が畑地において主要生産物となっていたことがわかる。

また、備後最北部の神石郡では、いわゆる「備後葉」の品種改良と

生産増加がみられ、豊松村周辺で剣先葉や糸葉・柳葉が栽培され、一八〇八年（文化五）には草木村に「色物種」が伝来し、相渡村などにも拡大して「草木煙草」と呼ばれた。上豊松村では、一八三〇年（天保元）頃に、赤木治郎右衛門が出雲国から丸葉を導入し、それ以来、「香味佳良にして快味」、「葉色鮮麗にして収穫量多大」とうたわれた品種栽培に成功し、「豊松煙草」の名で他郡にも普及した。この「豊松煙草」が「備後葉」の起源といわれる。また、小島・阿下地区の土質も煙草栽培に適しており、「阿下葉」の名でその品質の良さが知られていた。⁹⁾このほか、備後地方周辺では、奴可郡・御調郡・三次郡（いずれも広島藩領）などでも、文政・天保期にかけて煙草の生産が拡大していた。たとえば三次藩の葉煙草は、麻とともに郡「第一之産物」とされ、「近境之里民専ラ耕作仕」、「農人莫大之価ヲ貢物ト成」し、三次町商人が煙草を「尾道江繰出候義夥敷、馬方共年中運送交易申」すほどの盛況であったという。このほか、備後にほど近い広島藩領御調郡は「加羅加波煙草」の産地で、この御調郡を後背地にもつ三原では刻み煙草に加工販売する製造業や問屋・仲買の活動が著しく、煙草の移出量も多かった。¹⁰⁾

ちなみに、広島藩領芸北の山県郡では、太田川筋諸村を中心に煙草が栽培され、とくに津浪は煙草の優良生産地と

して知られ、「津浪煙草」とも称された「佳品」を生産していた。郡内屈指の豪農加計村佐々木八右衛門は、一七七一年（明和八）に持舟で煙草の広島積出しを行っており、一七八九年（寛政元）には五八二二斤（代銀約三貫目）、翌年には九〇二四斤（代銀四貫三七八匁）、一七九三年（寛政四）には九七一二斤（代銀四貫六一五匁）の葉煙草を出荷し、一部は大坂市場へも移出された。山県郡では、豪農八右衛門のほかにも、加計市を中心に集荷仲買商人が多数あらわれ、文政から天保年間にかけて煙草生産と販売は進展した。しかし、他方で郡内には刻み煙草を加工販売する者は見あたらず、むしろ三原・尾道・広島など刻み煙草の生産地が進展した地域から、広島・可部の刻み煙草問屋を通じて、郡内に売りさばかれるという状況にあった。さらに、葉煙草生産そのものも、備後葉などに圧倒されて安政年間頃から次第に衰退し、明治時代以降になると、わずかに津浪村入野付近の畑地に栽培される程度となっていた。¹¹⁾

「備後煙草」の生産が芸北「津浪煙草」の生産地を圧倒したこのような状況からは、幕末期にかけて中国山地で煙草生産における地域間競争が激しく展開されたことや、備後地方の煙草生産が生産の効率性・煙草の品質・流通の優位性などを背景に各地間競争を勝ち抜いたこと、さらには葉煙草生産がそれを加工する農村加工業（刻み煙草）の発

達と不可分の関係にあったことなどを窺わせる。近世後期芸備地方におけるこのような諸点について構造的に分析したものは、史料的な制約もあってかほとんど見当たらない。しかし、このような煙草生産の問題があつて、それが本節冒頭に述べた明治一〇年頃の中国地方における葉煙草生産額に関する格差を生み出した要因であることは想像に難くない。

第二節 幕末期における備後地域の煙草の生産・流通と煙草製造

ここでは、幕末期における備後北部奴可郡未渡村の葉煙草生産の事例を検討し、近世の備北村落における煙草生産と生産者の実態について検討する。

一八四六年（弘化三）と一八六四年（元治元）兩年における未渡村の階層構成と煙草生産についてみると、葉煙草生産者は本百姓総数のそれぞれ八五%と八〇%に達し、村の葉煙草総生産高もそれぞれ九六二三斤と九八一〇斤を示しており、煙草生産が全村的なものであつたことが分かる。一八四六年（弘化三）段階では（表3）、生産者数・生産量ともに五〜二〇石層が中核をなすが、生産者数だけをみれば零細農民である五石未満層もそれに匹敵している。この傾向は幕末になるにつれて強まり、一八六四年（元治元）

表3 弘化3年未渡村における米生産高と煙草生産高

	石高不明	5石未満	5~10石	10~20石	20石以上	合計
10斤未満	—	—	2	1	1	4
10~50斤	—	6	4	1	—	11
50~100斤	1	12	2	—	—	15
100~300斤	4	5	8	3	2	22
300~500斤	—	1	—	2	—	3
500斤以上	—	1	—	3	1	5
合計	5	25	16	10	4	60

『西中国煙草史』表3（44~47頁）より作成

では（表4）、零細な五反未満層の煙草耕作者（五五人）が耕作者数全体（八〇人）の六八・八%を占めている。葉煙草生産が零細農民の家計補助・貨幣収入獲得にとって一定の役割を果たしていたと考えられる。

一方、一八六四年（元治元）の状況を見ると、一町以上所持農民五人のうち二人は煙草耕作者を行わず、一名の生産高はわずかである。しかし、残り二名のうちの一名である忠治郎は、村役人を努めるとともに村内の農業生産において上位に位置する豪農であり、城下町福山の煙草問屋と密接な関係を有していた。忠治郎は一八六一年（文久元）九月から翌年八月にかけて未渡村産煙草六八丸（うち自己の生産分は一二丸）、始路村分二二丸のあわせて九〇丸を福山問屋鉄屋、

表4 元治元年未渡村における所持耕地面積と煙草生産高

	5反未満	5～7反	7～10石	10反以上	不明	合計
10斤未満	2	—	—	—	—	2
10～50斤	6	3	1	1	1	12
50～100斤	15	1	—	—	1	17
100～300斤	22	3	2	—	—	27
300～500斤	1	2	1	—	—	4
500斤以上	—	—	—	2	—	2
不耕作者	9	3	1	2	1	16
合計	55	12	5	5	3	80

『西中国煙草史』表5 (50～54頁) より作成

て、福山の煙草問屋と結びついてこの地帯における唯一の商品作物である煙草の市場への流通関係もおさえることによって、金穀貸付による自己の支配下にある農民はもとより、地域全体の農民に対して、かれらの貨幣経済につながる唯一の途を支配し、それを通じて村落共同体における自

坂田屋・米屋に売り渡していた。⁽¹³⁾ 未渡村とその近辺農民は、忠治郎を通じて煙草商品市場につながり、現銀収入を得ており、一方の忠治郎は生産者農民に煙草を抵当とした貸付や年貢取替なども行っていた。これをもって、忠治郎は「この地帯における最上層の米、煙草の直接生産者であるとともに、村役人としての地位と自らの物資的基礎によつ

己の支配的位置を確保していた」との指摘もある。⁽¹⁴⁾ だが、この点については、煙草の生産と流通のあり方を、山間部農村の農民諸階層のあり方と関連させて、今後さらに子細に検討する必要がある。⁽¹⁵⁾ また、第一節で触れた各地間における煙草生産の競争・格差を生み出した要因としては、煙草耕作に適合した土地柄、耕作における技術と効率性、そこから生み出される葉煙草の品質などがまず考えられるが、他方、生産された葉煙草の流通ルートの優位性の有無もその要因の一つであったものと考ええる。

一八六一年(文久元)、広島藩領である未渡村とその周辺の葉煙草は、忠治郎によって福山の煙草問屋にその大部分が移出されていた。また、福山藩領で他国商事の盛んな港町であった鞆において、一八五六年(安政三)頃、広島藩領の「東城煙草」が問屋油屋で相当量取り扱われていた事実もあり、広島藩領の最北部の煙草が広島藩領尾道のほか、福山藩領福山・鞆へ多量に出荷されていたことは注目される。すでに、港町鞆の発展にともない、宝暦頃には特例として鞆商人の出願によって福山城下への「煙草出問屋」が福山藩から許可され、一七六六年(明和三)、福山問屋の反対で一時的には停止されたが、のち「煙草出問屋」は再開を果たすこととなった。加えて福山藩は、芦田郡・神石郡を後背地にもつ府中町においても、府中商人を中心とする

煙草商事を許可している。¹⁶⁾

以上、大坂市場につながる瀬戸内海航路の港町鞆の存在と、その鞆の商人による福山への「煙草問屋」進出の事例は、福山城下問屋による煙草の独占集荷販売体制を突き崩すとともに、備後東北部の煙草流通の活性化と煙草生産の進展を促したものと思われる。それは、近代以降、備後地域における煙草専売の展開に対する必要条件として、重要な意味をもっていたと考える。

一方、近世における備後地域では、葉煙草から刻み煙草への農村加工業も展開していた。¹⁷⁾ 最初は「手切り」と称される家族労働による手刻みの方法で製造され、製造高も一日一貫目程度に過ぎなかったが、刻み煙草の需要が増大するにつれて刻み煙草の製法に変化がみられた。文政年間、備後国芦田郡出口村（現、府中市）の常屋孫右衛門が家族的な手刻みの方法で煙草製造業を開始したが、そののち家族の他に職人を雇用し、葉組・葉撰・葉掃・葉巻・刻み仕立てなどの作業工程を区分して、分業による協業の形態をとる製法を創始した。この製法は、やがて周辺の網引村・新市村・福山など各地に拡大していった。

さらに天保年間から安政年間にかけて、備後地域には、煙草刻み器械として「桧台」が備中小田郡笠岡町から移入され、出口村や福山に導入されて、機械化が進められた。

「桧台」を用いた刻み煙草は、従来からの手刻みによる製品に比して繊細で、作業も迅速化して生産量が著しく増加した。そのため、安政年間頃には手刻みによる製造法はほぼ駆逐されたという。このような備後地域の刻み煙草に関する農村加工業の進展度は、先述したように隣国安芸国の煙草生産に比して、その効率性などで優位に立った要素であり、近代以降、中国山地における煙草生産・加工において、備後地域の重要性を高めた一因となった。

第二章 近代における備後地域の煙草生産と煙草専売

第一節 葉煙草専売法の成立過程

先述のように、「富国強兵・殖産興業」政策を推進する明治政府が国家財政の体裁を整える中で、嗜好品として大きな広がりをもせる煙草産業は、段階的に税収入の対象品目とされ、重要な国家財源の一つに位置づけられた。

一八七五年（明治八）一〇月、「煙草税則」が公布され（翌年一月一日施行）、煙草製造業者・仲買人・小売業者に営業鑑札を与えて営業税を徴収することとし、製造煙草には印紙税を設けて消費者からそれを徴収する制度がスタートした。煙草営業税と製造印紙税からなる煙草税則によって、明治政府は初年度において営業税二〇万円、印紙税約三五万円、計五五万円、以後漸増して二〇〇万円に達する収入

を予想していた。実施後数年間、営業税はほぼ予想額に達したが、印紙税は消費者へ販売する際に印紙を貼用させた結果、「両者通謀」による無印紙のままの売買が行われ、最高の収入のあった年度においてすら初年度予算の二割余にしか達しなかったという。¹⁸⁾

一八八二年(明治一五)、政府は煙草税則を改正し、営業税の額を煙草製造者と仲買人、小売業者に区分するとともに、印紙税の税率も改正して製品を量目と定価とによって三等級で課税することとし、かつ煙草製造人により包装の際に帯印紙を貼用させる方法をとった。これにより税収は増加したが、経年欠陥が表れるに至り、政府は一八八八年(明治二二)の改正で、営業税の課税を個人から営業所に改め、従来高級品に比較的低かった印紙税の課税率も従価二割に定め、さらに印紙を貼用消印させることによって不正防止を図った。数次にわたる改正によって、煙草税収入は次第に増加したが、帯印紙の重用、賃刻みのための搬出を利用した無印紙密売、兼業課税を悪用して一業名のみを残して他業を名義上廃業するなどの諸方法によって、相当の脱税が続けられた。¹⁹⁾

そのため煙草専売の議論や煙草条例の立案の動きが現れ始め、日清戦争後の財政的な要請から、一八九六年(明治二九)三月二七日に葉煙草専売法が公布され、準備期間約

二年をへて、一八九八年(明治三一)一月一日から施行されるに至った。これにより、葉煙草の耕作希望者は毎年届け出を行い(製造業者、仲買人の葉煙草耕作は禁止)、栽培・乾燥させた葉煙草は全て政府に売却する義務を負った。一方、政府は品位・等級によって葉煙草を買い上げ、生産者農民にあらかじめ公告した代金(賠償金)を支払うこととなった。また、政府は生産者農民から買い上げた葉煙草を、その買い入れ価格に一定の倍率(収入率)を乗して葉煙草需用者に払い下げ、葉煙草売買取引は政府からの買い受け分に限定された。

この葉煙草専売制導入は、自由耕作の時代における煙草商人・仲買人による不正・搾取から耕作者を解放し、公正な取引が可能になるという「効能」を有していた。具体的には、耕作者・納付者の目の前で行われる量目の公正さ、毎年播種時期に先立って公示される価格(各地の地代・肥料代・公課・金利・手間代その他の諸費用を勘案)、品質に応じた決定される価格での賠償、葉煙草専売所および出張所における確実な支払い、等級決定などに対する不服がある場合の再鑑定制度などがそれであり、導入翌年以降、葉煙草耕作面積が激増していったことはそれら耕作者のメリットを証明するものであったとされる。²⁰⁾

しかし、翌年三月には葉煙草専売法の第一回改正が行わ

れ、耕作区域が定められて、作付反別や種類にも制限が設けられ、産地の整理が実施されていくこととなった。背景には、葉煙草専売制が需給関係・価格の騰貴と下落によって生産量（生産者）の調節・平衡をはかる方法をとらず、自由耕作のまま政府が生産者から葉煙草を収納する方法を導入したため、耕作者・耕作地と生産量の激増によって政府は葉煙草の過剰ストックを抱え込み、それが葉煙草価格を圧迫し、ひいては品質劣悪な葉煙草価格がその標準となるという矛盾を内包していたことがあった。一方、葉煙草専売法の導入によって消費税の負担を負うこととなった葉煙草耕作農民は、この改正において葉煙草耕作の区域を限定され、葉煙草耕作の反別や種類にも制限が加えられるなどさまざまな規制を受けることとなったのである。²¹⁾

このほか第一回の改定では、煙草製造業および煙草売買業の免許制度（免許料）を導入して営業人の資格を定め、営業人の安定的営業の保証と不正営業や密売買などの弊害防止を目指した。また、葉煙草の代用品使用の禁止なども盛り込まれ、煙草専売法の欠陥を補充しようとしたが、葉煙草専売による収入実績は予定に比して不足を生じ、当初の計画に齟齬をきたすとともに、犯罪処罰の件数も年々増加していった²²⁾

さらに、これまで耕作者・耕作反別などについてはそれ

ら申告を政府が承認する方法を採用していたが、一九〇一年（明治三四）にはこれを許可制に変更し、納付期日・運搬場所の指定、収穫前の葉煙草の葉数、量目の査定などが義務づけられた。そして、それらが査定数に及ばない場合の弁償なども規定されて、より厳密な葉煙草の生産数量把握と密売防止が図られた。²³⁾

第二節 明治期における備後地域の葉煙草生産・流通と煙草製造

「葉煙草専売法」の制定・施行によって政府が独占的に葉煙草を買収し、製造者に払い下げることになると、広島県内では府中と三原などに専売所（翌年、専売支局）が置かれた。さらにそれぞれの下に出張所が設置されて葉煙草の収納にあたったが、それらはいずれも近世以来、県内煙草生産の中心的役割を果たしてきた地域であった。表5は、一八八六年（明治一九）と一八九五年（明治二八）の広島県郡別葉煙草作付面積と葉煙草生産高を示したものである。一八八六年から一八九五年の約十カ年の間に、広島県全体の葉煙草作付面積は一・三七倍、生産高は一・七六倍を示しており、とりわけ備後北部地域の神石郡・甲奴郡・比婆郡など、芦田郡府中専売支局の後背地に位置する山間諸郡がその数値を伸ばしている。とくに神石郡は、先述したよ

次に「備後葉」の起源ともなった地域であり、葉煙草生産において群を抜いていた。

次に、明治中期における煙草生産の収益状況を確認してみる。表6は、一八九四年（明治二七）〜一八九六（明治二九）の三年間における「備後葉」の反当収益について、葉煙草をその最高価格・普通価格・最低価格に分類した上で、さらにそれを自作と小作との場合に分けて収支計算を行ったものである。収入については「土葉」・「中葉」・「本

表5 明治前期における広島県郡別葉煙草作付面積と生産高

	作付面積		生産高	
	明治19年 町 反	明治28年 町 反	明治19年 貫	明治28年 貫
安芸郡	6.9	9.3	925	3013
佐伯郡	173.4	13.8	74638	3464
安佐郡	4.6	11.7	1073	3102
山県郡	11.3	21.2	2443	4287
高田郡	45.4	75.4	6965	23921
賀茂郡	28.3	51.6	4728	18060
豊田郡	91.5	178.4	23812	71360
御調郡	95.6	65	18164	24700
世羅郡	13.4	9.4	2010	2950
沼隈郡	0.7	0.2	238	70
深安郡	2.7	4.4	501	1056
芦品郡	33.6	51.5	15120	21600
神石郡	313.3	615.2	98689	276840
甲奴郡	102.6	121.3	32419	42455
双三郡	15.8	22.9	3837	6170
比婆郡	27.5	79.4	7858	14395
合計	966.6	1330.7	293420	517443

(註)『広島県統計書』

表6 明治27~29年 備後葉反当収益状況

	最高価格		普通価格		最低価格	
	自作	小作	自作	小作	自作	小作
	円	円	円	円	円	円
明治27年	△0.489	△2.299	△4.532	△6.032	△4.835	△6.270
明治28年	2.841	0.511	△1.109	△3.049	△4.059	△5.484
明治29年	5.379	2.737	0.855	△1.365	△1.842	△3.252
3カ年平均	2.583	0.316	△1.595	△3.482	△3.578	△5.002

(註)『西中国煙草史』表28

葉」・「天葉」・「屑葉」の年間数量に単価を乗じた価格で計上され、支出については栽培・乾燥にかかる諸経費（公課・種子代・苗代費・整地植付費・肥料代・中耕費・手入費・収葉費・乾燥費・調理費・器具損料など）がすべて含まれたものになっている。

その収支結果をあらわした表6をみると、品質によって価格が大きく異なる葉煙草の性格上、最高価格と普通価格・最低価格との間には大きな開きがあり、また自作と小作との間にも格差があったことがわかる。最高価格の場合は自作でも小作でも明治二七年を除いて利益が計上されているが、普通価格・最低価格の場合には自作も小作も収支は帳簿上大きな損失を出しているようにみえる。それは、煙草が労働力の集約的投下を

種子代・苗代費・整地植付費・肥料代・中耕費・手入費・収葉費・乾燥費・調理費・器具損料など）がすべて含まれたものになっている。

表7 明治27～29年における備後葉煙草耕作反当労賃と収益予想

	反当労賃			自作収益予想			小作収益予想		
	最高価格	普通価格	最低価格	最高価格	普通価格	最低価格	最高価格	普通価格	最低価格
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治27年	10.98	9.74	6.4	10.491	5.208	1.565	8.681	3.708	0.13
明治28年	11.64	10.32	6.81	14.481	9.211	2.751	12.151	7.271	1.326
明治29年	12.96	11.48	7.63	18.339	12.335	5.788	15.697	10.115	4.378
3カ年平均	11.86	10.519	6.946	14.443	8.918	3.368	12.176	7.031	1.944

(註)『西中国煙草史』表28・表29より加工作成

必要とする作物であるため、労賃部分が支出の大きな割合を占めたことも一因となっていた。よって、煙草栽培における諸労働を自家労働でまかなったと仮定すると、反当労賃支出部分は事実上耕作農家の収入になるため、表7に見られるように、収支計算上の損失は補填され、生産農家は多くの現金収入を得たこととなる。以上のように、明治二〇年代後半、葉煙草専売が導入される直前の備後地域山間部の農村においては、葉煙草生産は現金獲得のための貴重な商品作物として重要な位置を占めていたと考えられる。

また、近世以来の葉煙草・刻煙草の集散地となってきた各地が、明治期以降も拠点となって備後地域の煙草生産発展の一翼を担ってきたことは重要である。具体的には、明治一〇年頃の状態を示した表8にあるように、葉煙草一八万貫を集散し、刻煙草一七万五〇〇〇貫を製造する芦田郡府中町を「核」として、その後背地で三万六〇〇〇貫の葉煙草を産出し、周辺から四万貫の葉煙草を集散する神石郡油木町、葉煙草四万八〇〇〇貫、刻煙草一万二〇〇〇貫を輸出する備後地域最大の港湾都市尾道など、重要拠点がそれぞれ役割をもって存在し、それらが近世以来の交

表8 備後地方における主要煙草集散地

地名	種類	数量(貫)	摘要
尾道	葉煙草	48000	輸出
	刻煙草	12000	輸出
三原	刻煙草	4000	産出、製造
御調郡市村	煙草	7500	運搬交通の品
甲奴郡上下村	煙草	6000	運搬交通の品
世羅郡甲山町	煙草	900	運搬交通の品
三谿郡三良坂	煙草	2100	運搬交通の品
奴可郡庄原	煙草	20400	運搬交通の品
奴可郡東城町	煙草	5040	運搬交通の品
奴可郡西条町	煙草	5040	運搬交通の品
沼隈郡松永村	刻煙草	8640	製造
	葉煙草	56000	輸出
	刻煙草	14400	輸出
芦田郡府中町	刻煙草	175000	製造
	葉煙草	180000	運搬交通の品
神石郡油木町	煙草	36000	産出、製造
	煙草	40000	運搬交通の品

(註)明治10年「備後国著名之区景況取調書」(『西中国煙草史』第69表の1)

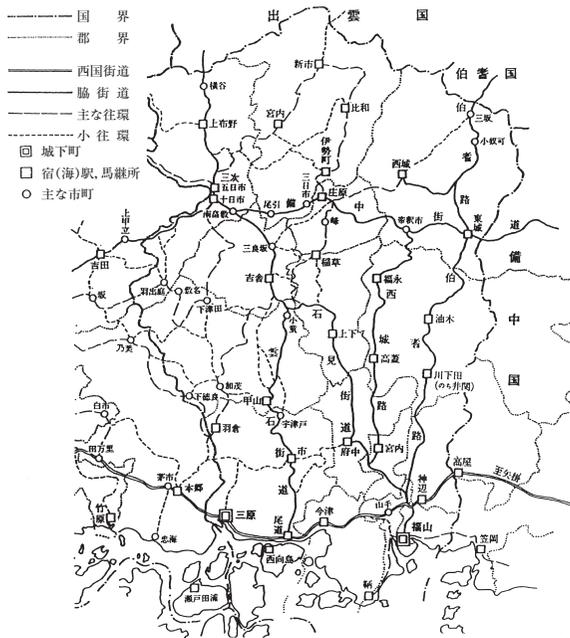


図1 『広島県史』近世1, 図264より引用。

通路を継承しながら(図1参照)、煙草の生産・流通の広域的なネットワーク、「煙草商品生産・流通圏」ともいえるべきものを形成していたことを想定させる。

さらに、この「煙草商品生産・流通圏」を繋いでいた「ヒト」こそが、煙草仲買人という存在であった。表9は備後地域における煙草産地・集散地間の仲買人が負担する運賃(葉煙草運搬費)を示したものであるが、一八九四年(明治二七)から一八九七年(明治三〇)にかけてその運賃が上

表9 備後地域煙草産地・集散地間の里程と運賃

地名	年別	里程	明治27年	明治28年	明治29年	明治30年
		里	銭	銭	銭	銭
油木町-府中町		9	22	30	35	40
福永村-府中町		9	23	30	38	43
稲草村-府中町		9	38	40	45	50
油木村-井原町		8	22	26	32	38

(註)『西中国煙草史』第69表の2

表10 明治中期備後地域における煙草製造者数

	芦田郡			甲奴郡		
	製造者数	機械数	製造高	製造者数	機械数	製造高
	人		貫	人		貫
明治26	22	153	208424	12	17	15278
明治27	23	155	223385	12	19	16416
明治28	24	180	244834	11	18	15552
明治29	24	195	266427	12	20	17233
明治30	24	214	303959	12	22	22176

(註)『西中国煙草史』第78表を加工作成

昇していることが見てとれるとともに、府中町や井原町など煙草製造の中心地に向けた運輸・流通網が確立していたことを窺わせる。すでに近世後期には仲買人の活動は存在していたが、一方で生産農民自らが葉煙草を集散地に搬出して委託販売を行うケースも多かった。明治時代以降に切ると、煙草耕作者は委託販売から仲買人への直接売却に切

表11 明治後期における備後地域の製造地別製造人員

	明治32	明治33	明治34	明治35	明治36
	人	人	人	人	人
芦田郡府中町	15	12	9	8	9
芦田郡出口村	17	11	9	9	2
芦田郡網引村	11	9	9	9	7
芦田郡新市村	4	4	5	5	5
甲奴郡稲草村	11	12	10	7	6
深安郡福山町	12	13	11	11	10
双三郡吉舎・三良坂村	10	9	8	8	8
合計	80	70	61	57	56

(註)『西中国煙草史』第85表を加工作成

入と一八八三年（明治一六）公布の第一回改正とによって、仲買人には営業税や鑑札料が課税されるなど規制が加えられたが、密造・密売などによる納税義務違反があつたを絶たず、一八八八年（明治二一）に第二回改正が布告され、規制が強化された。²⁷

一方、明治時代以降の備後地域における煙草製造業につ

り替えるものが増
加し、仲買人はそ
の売買価格を自己
に有利に導くため
に様々な駆け引き
を行い、「奸商」も
増加した。煙草耕
作者も「手先」・
「バンゾウ」などの
仲買人との仲介役
を果たす世話人を
置くなどして対応
を図った。また、
先述したように、
一八七五年（明治
八）の煙草税則導

表12 府中専売支局管内における製造業者規模別人員表

年代	明治32	明治33	明治34	明治35	明治32	明治33	明治34	明治35
以上 未満 (貫)	人	人	人	人	%	%	%	%
30,000~50,000	—	1	2	3		0.8	1.9	3.4
11,000~30,000	6	7	7	10	3.9	4.6	6.7	11.2
5,000~11,000	11	9	6	10	7.2	7.2	5.8	11.2
2,500~5,000	13	19	19	17	8.6	15.2	18.2	19.1
1,000~2,500	27	42	39	27	17.8	33.6	37.5	30.3
~1,000	95	47	31	22	62.5	38.6	29.9	24.8
合計	152	125	104	89	100	100	100	100

(註)『西中国煙草史』第86表を加工作成

いては、従来からの手
刻みによる製造以外に、
器械製造の導入も進め
られていった。表10は、
一八九三年（明治二六）
～一八九七（明治三〇）
における芦田郡・神石
郡と甲奴郡の煙草製造
業者数と器械数及び製
造高を示したものであ
る。府中煙草専売支局
の拠点である芦田郡を
筆頭に、明治二〇年代
後半の時期には、製造
家数、器械数、製造高
ともに漸増しているこ
とがわかる。しかし、
葉煙草専売制導入以降
の一八九九年（明治三
二）から一九〇三年（
明治三六）までの備後
地域の主要煙草製造地

区別の製造者数を表11で見ると、逆に製造業者数が減少していることがわかる。さらに表12から、そこには一カ年製造高一〇〇〇貫未満の零細業者の減少と、逆に大規模生産者の出現という傾向を見てとることができる。煙草製造業においても、水車などを利用し、大規模器械（旋回機械など）を使用して雇用労働で量的な生産を可能としていた大規模経営と、家内的な手工業形態をとっていた中小経営にわかれ、葉煙草専売制の導入以降、零細な経営が淘汰されていく状況が窺えるのである。

第三節 葉煙草生産地域に対する「認識」―備前地域の事例―

各地の専売支局では、葉煙草専売開始にあたって、さまざまな形で管轄内の煙草生産地に対する将来展望・分析を行っていた。ここではその一事例として、広島県の隣県岡山県（備前地方）の煙草地帯に関する政府（大蔵省主税局）による報告書を参照し、その分析視角や展望のあり方を史料に基づき確認してみたい。²⁸

岡山県は、一八七七年（明治一〇）の「全国農産表」によれば、全国七〇県中、備中国六位、美作国一三位、備前国四位という煙草生産の位置を占めており、とくに備中・美作は全国有数の煙草生産地帯で、「備中葉」・「作州葉」

として全国に知られていた。²⁹「葉煙草専売法」が施行された一八九八年（明治三一）に「岡山県煙草専売所」が設置され、備前地域には弓削・加茂に出張所が、翌一八九九年には高梁・久世に専売支局が設けられ、岡山県の煙草生産を統括することとなった。高梁支局の管轄地域は、備中の川上・阿賀・上房・哲多・賀陽・下道・窪屋・都宇の八郡と備前の津高・和氣・磐梨・赤坂・邑久・児島・上道の七郡、合計一五郡で、久世支局は、久世支所所属の大庭・真島・久米北条・西西条の四郡、中福田支所所属の大庭・真島・伯耆国東伯の三郡、津山支所所属の西西条・西北条・東南条・東北条・勝北・吉野・英田・勝南・久米北条・久米南条の一〇郡をそれぞれ管轄することとなった。³⁰

一八九八年（明治三一）五月の主税局臨時内報第二六号³¹には、「煙草作ノ将来調査ノ件」として、「本局ニ於テ試ニ備前ノ煙草将来ニ就キ調査セシニ別紙ノ如シ、當該専売所ハ固ヨリ相當ノ調査アルベキハ論ヲ待タサルノミナラス、必ず本調査ト一致スヘキニアラサルヘシ、各所ニ於テモ本調査ニ準シ相當ノ調査ヲ了シ本局ニ報告セラレタシ」として、これに準じてその他の煙草生産地でも調査を行うよう奨励している。以下、この報告書の内容を検討しながら、明治三〇年代初頭の備前地域における葉煙草生産の実態と煙草専売局の地域に対する「認識」とについて考えていく。

(一) 備前地域の葉煙草盛衰について

報告書は、まず「備前煙草作ノ将来」と題して、備前岡山専売所管内における「第一葉煙草盛衰ノ状況」について、「本所管轄内ハ土地概ネ平坦ニシテ交通ノ便開クルニ從ヒ煙草作ニ従事スルモノハ収支相償ハズトテ畑地ヲ田ニ改ムルモノ多ク已ニ和氣郡福河村大字寒河ノ如キハ從來寒河煙草ト称シ旧藩ノ頃ハ藩主ノ自用ニ獻セシ産地ナリシモ、近時ノ状況ハ只自用煙草ヲ僅ニ耕作スルノミニシテ昔時ノ煙草畑ハ皆米田ニ変セリ」と述べ、明治維新以来の近代化の中で、煙草耕作地が米作轉換されていった傾向を指摘している。そして、「弓削支所々轄ハ頻年退歩ノ有様ニシテ其産額ノ大部分ヲ占メ居ル久米南条郡吉岡村、赤坂郡山方村等ノ如キ近時作付ハ昔ノ半数ニ達セズ、特ニ境川村大字上籾、中籾、下籾ノ如キハ籾村煙草ト称シ有名ナリシカ、近來ハ只僅ニ其痕跡ヲ存スルノミ」と弓削支所管内村々の煙草作の衰退状況にふれ、また「加茂支所々轄内」についても「明治廿一、二年ノ頃ハ作付多ク従テ産額ヲモ増加セシガ、十年経過した現在の状況はその頃の「十分ノ六七ニ減セリ」と煙草作付面積・産額の減少についてふれている。

産額減少の理由については、「老農ノ云フ処ニ徴スルモ明ナリ、則チ全ク他作物トノ損益相償リサルニヨルモノノ如シ」としている。その老農の指摘によれば、数十年前の葉

煙草二百目は米一升二合と同価であったものが、現在は二百目に付き米七合まで減価し、「其價格低廉ニシテ他ノ作物ニ比スレバ利益少シト称シ産額減少」しているという。近世山間部農村の貴重な換金作物であった煙草が、近代以降の資本主義發達の中で、他の農産物に対して相対的に価値を低下させており、それが農家をして煙草作付けを忌避させている一因であったとしている。

(二) 備前地域の作付面積と収穫量について

続いて報告書では、備前地域（岡山専売所管轄内）の煙草作付面積と収穫量に関して、一八九七年（明治三〇）管理局調査の数値をもとに、久世専売所と高梁専売所との比較を行っている。それによれば、岡山専売所管内（備前地域）の煙草作付面積は、総反別一二四町五反、収穫量（見込高）は五万一九七貫目に止まり、これに対して久世専売所管内（美作地域）は総反別七〇二町六反、収穫量二八万八九九四貫目、高梁専売所管内（備中地域）は、総反別八九八町三反、収穫量三六万六六二貫目になっている。比較をすれば、「備前葉ハ備中葉ニ比シテ反別及収穫高トモニ僅々其七分ノ一強ニ相当シ、作州葉ニ比シテ六分ノ一弱ニモ適スルニ過キサル」有様であり、備中葉や作州葉に対する備前葉の劣位性を指摘している。

とくに岡山本所の直轄分は二三町五反、収量八八〇六貫

の少額で、日用煙草耕作者が多く、「未ダ所謂産地ナルモノヲ形成セズ」という状況であり、「注意スベキハ加茂及弓削支所産地ニアリ」として、両支所管内における収穫額五〇〇貫目以上の産出が見込める村々を示している。³²⁾

(三) 気象関係について

報告書は備前地域の気象についても詳細な分析・検討、報告を行っている。まず、中央気象台のデータを利用して所管内の月別と四半期別の平均気温を記し、平均気温が全国最高である小笠原諸島や同最低である北海道上川などと比較して、それらに「比スレバ煙草栽培上ノ温度トシテ寧ロ好温度ト云フヘシ」としている。また、煙草の適温を摂氏二五度から最良温度摂氏三二度という学説を挙げ、「然ラハ即チ当地方ハ温度上稍好位置ニアルモノト云ハサルベカラス」としている。

次に降霜期（初霜、終霜、最早、最遅）と栽培時期（播種期、移植期、収穫期）とを対照し、「少シモ不都合ナキカ如シ、特ニ当地ハ年間結霜カ数ハ平均九十六日ニ過ギズシテ全国中決シテ最多地ニハ位セサルナリ」としている。

さらに雨量については、四半期の平均雨量を確認して「最少部」に属し「普通乾燥地」とみなしている。そして、「煙草栽培上雨量ノ関係ハ大ナルモノニシテ大凡煙草ハ湿潤ナル気候ヲコノムナリト雖モ、過度ニ湿潤アルヨリハ寧ロ乾

燥ニ過クルヲ宜シト云フ」として、生長期の晩期に「霖雨ノ害」を蒙ることが少ないことを利点としている。

最後に、風害については、当地の強風の平均日数を全国平均と比較して、「最弱部ニアルモノト云フ得ヘシ」とし、「暴風ノ害ヲ蒙ル事他産地ニ比シテ僅少ナルベシ」と判断している。

以上のような検討を加えて上で、「当地方煙草作ニアリテハ、温度・霜・雨量・風等ハ寧ロ適良ノ情態ニアルモノト云フベシ、然レトモ元来煙草ノ生長最盛期ハ反テ多量ノ雨量ヲ要スルモノナルカ故ニ、若シ氣候不順ニ際シテハ往々早害ヲ蒙リ易キノ恐アリ」とし、「要スルニ気象上ヨリ観察スレハ当栽培地ハ稍良好ノ位置ニアル」と結論づけている。

(四) 土質（土壌）関係について

報告書では、当該地の土壌関係についても言及している。「加茂支所及弓削支所産地ノ土質ハ共ニ主トシテ古生紀層（秩父古生紀）ノ壤土又ハ壤質粘土ニシテ只僅ニ花崗岩及珍岩ノ砂質壤土又ハ砂質壤土ヨリ成ル処アリ」と分析している。その上で、「土質ハ煙草栽培上ニ重大ノ関係ヲ及ボスハ其化学的組成分ノ如何ニアルヨリハ寧ロ理学的性質即チ空氣ノ透過又ハ排水ノ便否如何ニヨル事多シトス」と前提を述べた上で、「総シテ理学的ハ最良ナリト云フベカラサルカ如シ、只僅ニ耕地石砂ヲ含有シ表土深く且多少ノ傾斜ヲナ

表13 加茂・弓削支所管内における重要作物の平均収支(明治27~29年)

項目	支出金高	収入金高	差引損益
作物	円	円	円
煙草	25.56	15.75	△9.77
藍	16.62	15.54	△1.08
大豆	6.14	8.00	1.86
陸稲	10.91	12.9	1.99

(註1)「明治三十三年分 主税局内報 第二類 庶務課」

(註2)煙草の損益には3円77銭の労働報酬分が含まれる。

陸稲も「近来ノ流行作物ニシテ米価騰貴シ其収益多キヲ以て栽培愈盛」んになったことが記されている。具体的には、比較的都市近郊を含む岡山本所管内では、「近来玉藍ノ高価ナルニ從ヒ需要多ク特ニ地勢平坦地味豊饒ニシテ善ク藍作ニ適

セルモノニアリテハ、理学的性質ノ頗ル良好ナルヲ認ムヘキ処アリ」と評価している。

(五)他の重要作物との比較

報告書では、煙草作と競合しつつ進展していた他作物、具体的には藍・大豆・陸稲などとの比較分析も行っていた(表13)。当該地は煙草が夏作の主体となっていたが、近年は利益分の減少から産額そのものも減少し、「藍ハ煙草ニ比スレハ其収益多キヲ以て盛ナルニ至レリ」と指摘している。また、大豆は、「煙草、藍トハ異ナリ肥料ヲ多量ニ施サズ、且人夫賃ヲ要スル事甚少ナキヲ以テ其作付盛」んであり、

表14 岡山専売所管内における収支表(明治27~30年)

年代	項目	支出高	収入高	損益比較	労働報酬
		円	円	円	円
1894(明治27)年		13.505	10.277	△3.248	7.175
1895(明治28)年		15.125	13.185	△1.940	7.640
1896(明治29)年		17.310	15.986	△1.324	8.830
1897(明治30)年		17.310	15.986	△1.324	8.830

(註1)「明治三十三年分 主税局内報 第二類 庶務課」

(註2)収支は煙草作1反当たりの数値。

表15 加茂支所管内における収支表(明治27~30年)

年代	項目	支出高	収入高	損益比較	労働報酬
		円	円	円	円
1894(明治27)年		12.962	12.173	△0.789	6.720
1895(明治28)年		14.647	14.920	0.246	7.440
1896(明治29)年		16.765	18.227	1.462	8.415
1897(明治30)年		16.765	18.227	1.462	8.415

(註1)「明治三十三年分 主税局内報 第二類 庶務課」

(註2)収支は煙草作1反当たりの数値。

スルヲ以テ近来増カシ、動モスレバ煙草作ヲ凌駕セントスルノ趨勢」であったこと、加茂支所管内では米価高騰に伴い陸稲耕作の収益が増加し陸稲作が拡大していたこと、弓削支所管内では「トロ」(葉紙製造に必要な原料)の栽培が煙草に匹敵するほど増加していたようである。

葉煙草専売導入直前における岡山本所管内の煙草作一反

表16 弓削支所管内における収支表(明治27~30年)

項目 年代	支出高	収入高	損益比較	労働報酬
	円	円	円	円
1894(明治27)年	13,200	11,179	△2,021	6,860
1895(明治28)年	15,660	15,088	△0,572	8,260
1896(明治29)年	17,290	18,152	0,862	8,730
1897(明治30)年	17,290	18,152	0,862	8,730

(註1)「明治三十三年分 主税局内報 第二類 庶務課」(府中専売局)

(註2)収支は煙草作1反当たりの数値。

前地域の煙草作が他作物との比較で、収支上決して有利な作物ではなかったことが想定される。

(六) 備前葉煙草の品質

報告書では、備前の葉煙草の品質に関する分析も行ってゐる。それによれば、加茂支所管内の「繁葉」と称する葉煙草は作州葉に準じ、備中葉よりも上位に位置する品質を

当たりの収支計算をまとめたのが表14である。煙草作は、労働報酬として地域に還元される部分があり、また帳簿上の収支の赤字も労賃部分を自家労働で賄えば補填されることは先述の通りであるが、表15の加茂支所と表16の弓削支所の場合も含め、労賃部分を除いた収益は思わしくない。また、「藍作ノ収支比較ニ対スレバ孰レカ勢力アルヤハ明ナルヘシ」との記述などから煙草作に対する藍作の優位性が窺われ、全体として備

有していた。しかし、「繁葉」は品質が不良でないにも関わらずその評価が著しく低いことを挙げ、その理由について「未ダ鋭意栽培改良ヲ計ラズ」かつ「其収量僅少ニシテ其地方ノ需用ヲ充タスニ過ギザレバナリ」との問題点を指摘している。

とくに「需用」については、加茂支所管内の葉煙草産額の十中八九は土地の「需用」に応じ、残り一割程度が讃岐地方に輸出されたという。この点は岡山本所管内のそれと同様で、八割程度が土地の需用に応じ、残りの二割が四国地方に輸送された。一方、弓削支所管内の葉煙草は、土地の需用は二割程度で、残りの八割は播州地方へ輸送していたという。

この点を踏まえて、「本産地葉煙草ノ品位ヲ全国葉煙草ニ比準スルトキハ中等以下ニ位スルモノト云ハサルベカラズ、而シテ其需用ノ程度ハ深シテ広く使用シ得ベキカ如何ニツキ地家ノ説聞クニ、独リ加茂葉ハ将来需用ニ乏シカラサルノ品位ナリ、且其価格ハ割合ニ低廉」であり、ゆえに「品質上ヨリ観察スルモ今ヨリ価格ノ昇騰スル事アラバ、自然産額ニ多少ノ変動アルベキモ、将来ニ於テ果シテ販路拡張スベキヤ否ハ収量ノ増減如何ニ関係」すると記している。

(七) 将来性

以上のような考察を重ねた上で、大蔵省主税局による調

査報告は備前煙草作（岡山本所・加茂支所・弓削支所）の将来性を次のように結論づけている。

①気象・土質など自然条件については「不良」ではなく、むしろ好位置にある。

②しかし、農家経済の現況や一般社会・経済の変化とその影響を考慮する時、将来有望とは断じがたい。すなわち、岡山専売所のように交通・運搬の便が開け、労働賃金が高騰している地域では、煙草作のように労働費用を多用する作物は他作物と比較して栽培の優位性は高くはない。

③しかも、煙草作の「強敵」として陸稲・藍・大豆などの「有利作物」が年々増加する傾向にある。当該地域の耕作状況を見れば、一般に土地は豊饒で概ね米麦類の普通作物の栽培を行っており、特に近年の米価騰貴は当該地域のような煙草産地の農家一般の好況を招来し、益々陸稲耕作を盛況にしている。

④このような現況から考察すると、岡山本所、弓削支所管轄内の葉煙草作は今後拡張する見込みはないであろう。

一方、加茂産地については、耕作の状況や葉煙草の品位などを考慮すると発展の可能性を残しており、今後栽培法に意を注げば二、三割の収量増加は可能である。

これら諸点を挙げた上で、報告書は当該地域の葉煙草に

ついて、将来著しく作付け反別を増加させ他の作物を圧倒するが如き盛況を呈することは容易ではないと総括している。

葉煙草専売が導入された直後にこのような調査報告書がまとめられたことは、後述するように、翌年三月の第一回改正によって産地の整理が実施されていた点と無関係ではない。また、本報告書は、当該期の備前の葉煙草生産が、自然地理的な条件のみではなく、地域社会の経済諸条件の変化に大きく左右されていた姿も窺わせる。日本資本主義発達の過程で、鉄道に代表される地域インフラの整備や、日清戦後経営の展開などを要因とする労働力移動と労賃高騰という地域的・社会的実情などが、労働投下型・集約的な農業生産を必要とする葉煙草生産に大きな影響を与えていた。具体的には、陸稲・藍・大豆など、煙草の「対抗作物」にしてかつ「有利作物」の登場によって、葉煙草生産農家は農産物価格動向の変化に敏感に反応して、農産物の作付割合を変えていったこと、とくに日清戦争後の日本資本主義発達による産業構造の変化と都市労働者の漸増などによる米穀需要が、当該地域の農産物生産を陸稲栽培へとシフトさせていったことが考えられる。

葉煙草専売制の下、生産農家の安定的な葉煙草生産とそこから確実な税徴収は、明治政府の財政にとって不可欠

の要素であった。しかし、それは多くの先行研究も示しているとおり、制度の運営上多くの問題点を内包していた。次章では、この点について地域的な状況を備後地域の実態に即して検討してみたい。

第四節 葉煙草専売法の地域運営とその実態

―備後地域の事例―

本節では、葉煙草専売法の制定とその変遷のあり方が、備後地域、なかんずく府中専売支局管轄内でいかに運営されていったのか、あるいはいかなる矛盾を現出させていたのか、その実態について「明治三十六年度府中専売支局年報書」を中心に検討してみる。³³⁾

第一項 府中専売支局管内における葉煙草専売

まず、「葉煙草専売事務概要」と題された報告書部分には、一九〇一年（明治三四）四月八日法律第二四号で改正された葉煙草専売法の、府中専売支局管内における運用実態に関する記述が散見する。

(一) 耕作制限について

府中専売支局では、一九〇二年（明治三五）十一月大蔵省令第三十号を以て発令された耕作制限に基づき、耕作申請提出期限を同年十二月中に定めて一般へ公示し、実際の耕作面積を制限反別に近似させるために、翌一九〇三年（明

治三六）一月から各村の煙草耕作組合又は町村役場との交渉を重ねた。周知のように煙草耕作組合は、品種改良・肥料の共同購入、品評会の開催、組合員の金融支援などさまざまな活動を行っていた。葉煙草専売法を運営するにあたって、府中専売支局はこのような地域農民組織や末端の行政機関から作付けの現状・見込みについて聴取し、それらと折衝することなどが不可欠であったことがわかる。この交渉の経過の中で、煙草耕作面積に関する制限については、次のような記述がある。

（前略）：其耕作反別ノ見込ヲ徴シ著シク不及ノ傾向アル町村ニ対してハ便宜勧誘的手段ノ執リシカハ、結局許可ヲ與ヘタル反別ハ一四〇六町歩ニシテ、制限反別一五八九町歩ニ対シ一割一分五厘許ノ減少トナリ、爾來変更申請ノ如キハ妄リニ之レヲ聴許セサルノ方針ヲ以テ処理セシモ、如何セン本年麦作非常凶嘆ニシテ地方ニ依リテハ食用品ニ缺乏ノ傾向ヲ来シ、是等農家ハ食用作物ノ耕種ニ意向ヲ変シ、減作又ハ廃作ノ申請ヲナスモノ続出スルニ至リ、此等事情止ヲ得サルニ出ツルモノノ、結果植付検査当時ニ於テハ反別総計千三百四十二町歩許ニ減少スルヲ見ルニ至レリ：（後略）。

排水良好で冷涼な気候、害虫の繁殖の少なく、昼夜の気温差の著しい内陸部・山間部を好む煙草作は、山間地農村

の土地利用度を高める意味でも重要な商品作物であったが、そのことは煙草生産が地域的には厳しい農業条件を有する場所柄で行われることと表裏の關係にあった。そのため、気候条件の変化によって「食用作物」を優先せざるを得ない状況が生まれると、多くの「廃作申請」が出されて政府が制限を凶って決定した煙草耕作面積には達しないという事態が生まれていたのである。制度とその運営上の齟齬を示す一例がここにも見られるのである。

次に、同史料には、一九〇一年（明治三四）葉煙草専売法の細則第八条、すなわち「一 苗床ノ設備及其管理」、「二 播種期」から始まって「十七 包装ノ方法」に至る取り決め事項についての記述もある。この細則第八条については、耕作者は各地域の専売局長または専売支局長の指示に従う事となっていたが、これを遵守しない者、犯則情状重き者が一五名もおり、これらを摘発して耕作許可を与えなかつたところ、「各自其覆轍ヲ踏マサラシムコトニ留意シ指示事項の励行上利便ヲ得クル貼鈔ナカラサリシ」とその効果を指摘している。また、「植付ノ方法缺損株ノ取調方等ニ付キテハ、前年ト等シク懇篤ナル注進書ヲ配布スルコト、前後数回専ラ指示事項ノ実行上ニ付注入的指導ヲ以テ注意ヲ喚起セシメタリ」もしている。葉煙草専売法を適用する際、煙草専売支局主導で、煙草耕作技術も含めた細かい運

営・指導を行っていた「現場的」な状況が窺える。

（二）諸検査について

苗床検査は、夏葉部分は五月六日開始から同月二五日終了までに、秋葉部分は六月一八日着手から七月一二日までに終了した。従事人員は上席属五名で検査にあたり、検査と共に指示事項の励行を耕作者に講話し、移植実行中の者については実地指導や監督に尽力したので、「本年度」の苗床の景況は設備管理とともに改善したと記している。

植付検査は、夏葉部分は六月五日着手から同月三〇日までに終了、秋葉部分は七月二一日着手から八月二二日までに終了し、属四二名で検査にあつた。栽植高（総株数）の検査は農民の植え付け方法の改善によって「甲法」を適用できるものが増えたと記している。

査定（数量）は、夏葉部分は七月一二日から八月九日までに、秋葉部分は九月五日から十月五日までの間に実施した。従事人員は二人一組で植付検査に従事した検査員を充てた。査定実行方法については、「各検査担当員ニ於テモ追年実験ヲ積ミ殊ニ本年ヨリ新ニ練習規定ヲ設ケアリテ、多数検査員ノ眼識ヲ統一シ査定ノ正確ヲ期スルニ上ニ於テ利便アリタルモノノ如シ」と記している。しかしながら、実際には量目において査定見込みにより実収が著しく多かつたようで、この点については生育が止まっていた秋葉が査

定の末期（晩秋）における適度の雨によって再び成長を始めたため、査定実施の際には思わぬ収量増につながったとされている。

営業検査は、三月分の検査は三月二日から同月二三日までの間に実施し、人員は三原・竹原・広島・吉田・大田出張所及び周防特設区内は属五人がこれに従事し、その他は属二人一組として三組六人で実行した。新葉売り渡し前の検査は、先述の五出張所と一特区内は八月一二日から九月一五日までに、その他は十月十日から十一月二日までに検査を実施した。検査については地方によって状況は多少異なるが、営業者帳簿・現品取り扱いに付いては、経験を積み重ねて概ね異常はなかったと記している。

(三) 収納について

収納については、細則第二十二条に基づき、納付期日及び納付場所は十月中に公示していた。決定にあたっては、数年来の実績を斟酌し本年作況にも鑑みて期画したが、作柄の晩成に加え例年のない寒気のため予想外に乾燥期が遅れ、一部その収納期を変更したとしている。

(四) 鑑定について

ここでは、耕作法の指示事項の励行など作業上の改善・進歩が、鑑定実施の際に及ぼす影響を指摘している。「調理ノ改善、干燥法ノ奨励ハ自然生産物ノ品格ヲ高メ納付包数

ノ制限ハ事業ヲシテ繁ナラズ閑ナラシメズ、其結果価格評定上大ニ憂ヲ減殺シ、納付者又静穏ニ納付ヲ了シ」、「再鑑定」を求める者は一人もいなくなるとして、鑑定事務と収納や耕作などの深い関連を指摘している。煙草は嗜好品であり、品質の差が大きな価格差を生んだので、施肥や収穫技術、それに加えて管理労働の集約化などが大きな問題となる。耕作法から乾燥法まで含めて、専売支局から生産者農民に細かい指示を付与することが重要であるとの立場がみてとれる。

(五) 売り渡しについて

ここでは、管内の営業者の希望によって他の専売所・管内産の葉煙草の回送を受け入れ、その等級・価格については業者の希望に十分添うものではなかったが、大部分を営業者に売り渡したと記している。また府中专売支局管内産の葉煙草の売り渡しの内、管内製造業者については予め各製造組合相互で「熟議協定」させ、その製造払出高に比例して各組合代表者に取り纏めて売り渡していた。そのほか管内売買業者及び管外営業者に対しては、状況に応じて小口数に分割して抽選または協定の上、「公平と現品平等分布ヲ企図シテ」売り渡しを行ったとしている。

(六) 回送について

ここでは、葉煙草の回送について記している。まず、他

地域からの葉煙草の回送については、標本または鑑定参考用に供する少量以外は、管内製造家の希望に基づいて三原・広島出張所から受け入れたものが中心であったようである。また管外へは大阪支局に回送したものの以外は、これも標本もしくは鑑定参考用に供した少量に限定されていた。結局、管内における回送受払量は、貯蔵命令によって支局へ受け入れたもの五万三〇〇貫匁で、その他は売り渡しまたは貯蔵上の便宜によって回送したものであったとする。

(七) 製造および売買業者について

当時の製造煙草については、まず、「製造煙草ノ需要供給ハ近年其権衡ヲ保チ之レカ商況ハ概シテ順勢ニ維持シ製造利益ノ如キモ敢テ著シキ変動ヲ顕ハサザルモノナレハ、随テ製造業者ノ員数モ年中甚タシキ増減ナク、之レカ興廢上特記スヘキ事実」はないと記している。しかし、売買業者の中には、製造業の原材料である葉煙草が潤沢でなく、特に「売渡収入率益々上昇ノ趨勢ニテ取扱口錢愈々騰昂」するに連れて、この「奇利ヲ博取」しようという思惑があり、そのため今年度の葉煙草の新葉売り渡しの時期に新たに開業する者も続出して数が急増したことを指摘している。ただし、営業免許については、年来「事業部長通牒ノ趣旨」に基づいて従来からの営業者を整理・処理してきたので、前年度に比して大きな異動はないとも記している。

以上のように、葉煙草専売法を地域に適用する際には、専売支局において地域の実情にあわせてさらに細かい運用プランとその実行が必要であり、またそれは既存の行政機関や地域生産者農民による組織（煙草耕作組合など）との連携が不可欠であったことが窺える。

第二項 府中専売支局管内における専売取り締まり

煙草税則導入以来、漸増する税法違反に対する取り締まりが各地域で試みられ、すでに、一八八六年（明治一九）には、煙草作付面積・種類・収量などを届出させる主務大臣の内達が発せられた。一八八八年（明治二一）の煙草税則第二回改正では煙草耕作人は葉煙草を製造業者および仲買人以外に売ることを禁止し、自家用煙草の製造は許可するが販売は禁じるなどの方策をとってきた。

一八九八年（明治三一）の葉煙草専売法は、税収確保の目的とともに、煙草税法違反を取り締まるという従来からの流れの中で制定されたものであり、耕作者に対して耕作反別を届出させてそれ以外の煙草耕作を禁じ、収穫前および乾燥後の検査を受けることなどを規定した。しかし、葉煙草専売以来、一方に過剰生産が起り品質低下のおそれもうまれ、また密売行為によって不正競争に苦しむ「正業者」の要望もあって翌一八九九年（明治三二）には改正

が行われ、耕作区域および種類、反別の制限などを採用し、さらに一九〇一年（明治三四）の改正では、従来の耕作申告制を許可制に変更するに至ったことは、先述したとおりである。³⁴

しかし、葉煙草専売法の制定・改正で政府が葉煙草の独占販売を行うことによる、仲買人・製造者の利益率の低下などに対する反発は強く、『煙草専売史』にも「葉煙草専売法時代において犯罪行為最多数にして又侵害の程度の大なるものを葉煙草の密売買、密耕作及自家消費とす。耕作地の取締は主として之を防遏するを以て要旨とす。犯罪件数年々数千件に上り検挙の状態をして惨憺たらしめたるもの皆此非違行為に關連せり」と記されているように、密売はいっそう横行していった。³⁵以下、府中専売支局管轄内における葉煙草専売法実施時期の専売取締状況を確認してみる。³⁶

まず、葉煙草密売買犯罪については、「各年収納率改正ノ結果、上ハ煙草製造官營風説喧伝セルニ伴ヒ、奸商輩及ヒ之ニ使喚セラレルノ職工業ノ如キハ、如何ナル手段ヲ以テ耕作者ト氣脈ヲ通シ讓渡ノ凶念ヲ逞クスルヤモ難計」状況を予想している。すでに、一九〇一年（明治三三）四月、大蔵省に煙草専売調査委員会が設置され、一九〇三年（明治三五）には仁尾専売局長が欧米視察から帰国して製造専売実施の必要性を明らかにするなどの動きがあり、これに

対して中央煙草業協会は同年十二月の役員会で「政府の煙草製造専売は、我々同業者が先祖伝来苦心經營せし既得の營業權を、法律をもつて漫りに掠奪するのみならず、政府財政の時機に適合せざるもの」として反対の決議を行った。³⁷

そのような動向の中で、完全煙草専売へ移行するとの「風説」が「トンビ」とも言われた「奸商」によって喧伝され、それ以前の「駆け込み」的な利益確保を求める動向が、葉煙草密売買の背景の一つにあったと考えられる。そのため府中専売支局では、「絶へス取締員ヲシテ營業者ニ臨檢セシメ帳簿及現在品ノ調査ヲ遂ケ一面事情ニ通曉セル取締員ヲシテ不正行為ノ伏在点ヲ密偵セシムル等嚴重ノ取締ヲ施シ、彼等ヲシテ不正ノ余地ナカラシムル事ニ努メ」たこと、違反者に対しても「直ニ嚴罰ヲ加ヘ且其營業ヲ禁止スル等以テ他營業者ノ戒飾ヲ促」していたことを記している。また、葉煙草耕作者による密売買の取り締まりについては、「葉煙草ノ收穫ヲ了シタル時期ニ於テ先ツ一回漏レナク各耕作者ニ臨檢セシメ收穫葉煙草ノ全部調査ヲ遂ケ、其調査事項ハ葉稟濟及び雜葉ハ全部其量目ヲ秤定シ乾燥既未濟ノ聯數ハ無漏耕作者臨檢簿ニ掲記し、爾後臨檢ノ際不足ト認ムルモノ若クハ營業者付近ニ介在セル耕作者ニ対シテハ特ニ周密ナル現在品ノ調査ヲナサシメタルニ、拾三件ノ讓渡犯ヲ檢挙シ、内六件ハ非耕作者ノ喫煙料トシテ無償讓渡ヲナシ、

七件ハ煙草製造原料ノ目的ヲ以テ讓渡シタルモノニシテ、其総量目ハ僅ニ式拾貫匁内外ニ過」ぎないとして、葉煙草耕作者に対しても厳格な取り締まりを行っていたことを強調している。

このほか、府中専売支局管内で検挙された者の検挙理由をみると、密製造・帳簿忘記・葉煙草不納・葉煙草密耕作など、やはり全国的な傾向と変わらぬ動向が確認できる。密製造犯は、煙草職工で製造業者に使役されていたことを「奇貨トシ免許料ノ逋脱ヲ謀ラン為メ」、雇い主の名義を騙って政府から葉煙草を買い入れ、「營業者ノ刻職工ノ如ク仮装」して密製造を行っていた。密製造に関しては、「近年農産物ノ凶作ニ加へ、刻煙草ノ価格日ヲ追フテ騰貴スルニ伴ヒ、多数耕作者中ニハ密ニ耕作葉煙草ヲ手刻消費スルモノノ多キヲ豫想シ、臨検度数ヲ増加シ且耕作者中喫煙者ノ人員等ヲ豫メ調査シ臨検簿ニ登記シ以テ注意ノ資料」とするような対策をとっている。この密製造犯についても、「時將ニ製造官宮ノ期ニ瀕シ本犯ニ付テハ今後一層増加スルノ虞アルヲ以テ、將來取締方法ヲ考究シ、其弊を矯ムルノ計画」として重要視している。

葉煙草不納犯については、「皆納者」の査定葉数と納付葉数との間に著しい減差があるものを取り締まった結果、四十七件の不納犯を検挙している。犯行理由は「製造煙草ノ

価格漸次騰貴スルノ傾向アルヲ以テ自己喫煙ノ目的ニテ少量ノ葉煙草ヲ藏匿シタル」とあり、葉煙草価格の高騰によって自己用煙草を隠匿したという理由が挙げられている。この理由について案件の内容にこれ以上踏み込むことはできないが、零細煙草耕作農民にとって葉煙草専売による確実な現金収入獲得のメリットを捨象してまで隠匿を行うことは考えにくいので、これが「額面通り」というところではないかと考える。また、「収納数ノ限度ニ付テハ支局又ハ出張所ニ由リ五百包又ハ八百包ト定メ納付票ヲ配布セシニ、各町村トモ諸部落乾燥期ニ多少ノ早晚アルヲ以テ全然之レヲ以テ其取扱数ヲ均一ニ律スルコト能ハサリシ」ともあり、葉煙草収納の事務手続き上の問題も記されている。

葉煙草密耕作犯については、密耕作は耕作区域ではなく耕作区域外で犯行が盛んである傾向を指摘した上で、「予め管内広島、山口両縣警部長及警察署長ノ該取締上ニ関スル依頼ヲ為シ、一面所轄郡長町村長ニ対シテハ右等不心得者ナキ様警戒的ニ説示方ヲ交談シ、七、八、九ノ三ヶ月間ニ局員ヲ特派シ周密ナル取締ヲ為サシメタル結果、三百二十六件其他収税官吏及警察官吏ニ於テ三十一件合計三百五十七件ヲ検挙処分」したとしている。史料からは、交通不便な中国山地の各地で密耕作が盛んに行われていたこと、そして「本犯ニ付テハ土地広闊ノ為メ未ダ充分ノ目的ヲ達セ

サルノ感アルヲ以テ将来一層此方面ニ集注シ取締ノ励行ヲ期セントス」とあるように、密耕作に対しては広域的に連携した監督が不可欠であったことなどが窺える。

おわりに

本稿では、備後地域における近世後期から近代初頭の煙草生産、さらには一八九八年(明治三一)「葉煙草専売」成立前後までのスパンで、地域社会における煙草生産と煙草専売(葉煙草専売)の実態について史料に沿った分析を行ってきた。論点は多岐に亘ったためここでは繰り返さないが、以下、今後の課題も含め四点ほど指摘しておわりに代えたい。

一つは、近代における煙草生産と煙草専売のあり方に深い刻印を与えたのは、前近代(近世)における煙草生産のあり方に他ならないという点であり、それを再認識する必要性である。備後地域が広島県における煙草生産において重要な位置を占めたのは、その地理的な条件のみならず、すでに近世後期において煙草の生産と流通、それら拠点を結ぶ交通網などが、一定の発展度を遂げて地域的な「煙草商品生産・流通圏」を形成していたためであろう。近代以降の煙草生産と煙草専売成立に至る過程で、近世に形成されたこの地域的な「煙草商品生産・流通圏」は、ときに近

世の領国範囲を越えてかなり広域に(たとえば備後地域から備中・備前地域にまで)及んでいたとも想定している。今後は、このような視点での史料収集・再検討が必要である。

二つ目には、近代における煙草専売成立過程における地域的・農民的組織である当該地域の煙草耕作組合の動向に注目し、その分析を深める必要性を挙げたい。煙草耕作組合は、組合員が協力して煙草耕作の改良発達をはかり、組合員のために必要な共同事業を行って、その生産能力をあげることを目的に各町村に組織されたものである。

煙草耕作組合がもつ意味については、府中専売支局管内においても、それが設立されている町村では、「一、…：指示事項ヲ恪守シ且ツ犯則行為ヲ予戒シ或ハ之ヲ摘発スルノ傾向アリテ、取締上ノ便宜尠ナカラズ：二、耕作者一般ニ周知ヲ要スル公示及ビ許可ノ配布、耕作申請書ノ取纏メ其他ニ就キ組合設立ノ村落ハ官民相互ノ手数ヲ省略スル事ヲ得ルノミナラズ渋滞ノ虞レナクシテ経費ノ節約上ニモ多大ノ便宜アリ」とし、煙草耕作における農業技術的指導・共同事業・共同事業以外に、煙草専売に関わる事務援助、煙草専売支局からの指示伝達、煙草専売法の違反に対する自発的予防などが期待されており、それが官民の利益となる³⁸⁾ことが主張されている。

しかし、今回分析対象とした葉煙草専売成立前後の時期における煙草耕作組合の設立率は決して高いものではなく、一九〇五年（明治三八）当時における府中専売支局管内の煙草耕作組合の成立状況は、煙草耕作町村数に対してその設立数四二％にすぎなかった。³⁹また、全国的に見ても関東・東海地域の設立率は高いが、西日本、とくに中国地方の煙草生産にかかわる町村の煙草耕作組合の未設立の比率は高かったようである。たとえば、備後府中専売支局内の状況は、「改良ノ実効ヲ挙クルモノ少シ、未設立多キハ旧来ノ組合有名無実ナルヲ以テ強テ誘導セサルニ依ル」と、その設立率の低さや実効性を否定的に見ている。また、備中高梁では、「組合トシテ活動ニミルヘキモノ少シ、故ニ組合ヲ廢シテ農会ニ其事務ヲ移サントスルモノアリ、未設立ノ分又当分設立ノ見込ナシ」と記しており、煙草耕作組合の問題は、この時期に組織・系統化されていく農会の事業内容とも深く関わっており、その点も史料的にさらに確認して⁴⁰必要がある。

三つ目には、備後地域の煙草生産と煙草専売（葉煙草専売）の問題を地域的に位置づける際に、煙草生産地帯における煙草対抗作物の問題や広く諸産業の発達の問題について再検討する必要性が挙げられる。瀬戸内海地域の農業については、小西和『瀬戸内海論』が「内海方面の農業は頗

る複雑で、米麦を首め果樹、禽畜、蚕桑などの外、或は粟、或は黍、或は薄荷、或は櫛、或は煙草、さて薑台、大小豆、蚕豆、豌豆、甘藷など、作物の種類が殆ど枚挙に暇のないのみならず、種々雑多の加工製品を出すのである」と述べ⁴¹るように、多くの煙草対抗作物が存在しうる。先述したように、備前の岡山専売本所の分析では、交通網の整備によって煙草作から離れるものが増加し、米穀も含めた対抗作物の台頭が煙草作の地位を相対的に低下させていたことが指摘されており、また備後地域では蒟蒻栽培などが煙草対抗作物として知られている。広島県や岡山県の煙草生産と煙草専売の地域的あり方は、明治時代以降における対抗作物の動向はもちろん、広く地域諸産業・交通の発達などと絡めながら、再構築しなければならぬと考えている。

最後に、煙草耕作に従事する農民階層の視点が改めて問題となる。この点について近藤康男氏は、「地主経営ないし富農の煙草作と貧農ないし小作人の煙草作との比較において、前者が後者より反当収益も多く、一日当たり労働報酬も多いということ、また同じ事であるが、土地を比較的多く所有する階級は、競争作物ある場合に過度労働的傾向にある煙草作を避けて農業経営を全体として合理的ならしむべき作物に重点を置くに反し、土地を所有せず経営面積小なる貧農は一定面積より多額の賠償を受けようとして煙草

作を選び、労働力の浪費をいとわず全力を傾ける」と分析総括している¹²⁾。この煙草生産、煙草専売と農民階層の問題については、史料的な制約もあって備後地域に関する分析は管見の限り極めて少ない。しかし、実はこの点こそ、先の二点目、三点目とも深く関わる重要な視点であると考えている。

政府は、日露戦争直後の一九〇四年（明治三七）四月、密売防止と財政収入増加をめざして煙草製造にも専売制を導入し、ついに政府事業の完全専売に移行した。今回は触れなかったこの完全専売以降の動向も含めて、煙草生産と煙草専売制を、最後に掲げた諸論点を念頭におきながら検討するという大きな課題が残った。これについては、他稿を期したい。

注

- (1) 遠藤湘吉『明治財政と煙草専売』（一九七〇年、三頁）。このほか、日本における煙草専売に関する主な先行研究としては、近藤康男『煙草専売制度と農民経済』（一九三七年のち一九四七年改訂再版、一九七四年『近藤康男著作集第3巻』）、日本専売公社『たばこ専売史』（一九六四年）など多数ある。
- (2) 近藤康男「煙草専売制度と農民経済」（『近藤康男著作集第3巻』、二五三頁）

- (3) 遠藤湘吉『明治財政と煙草専売』、六頁。
- (4) さらに、その後一九〇四年（明治三七）の煙草専売法制定を受け、翌年二月には府中葉煙草収納所構内で「府中煙草製造所」が誕生し、刻み煙草の製造が始まった。ちなみに、「府中煙草製造所」を起源とするJTF府中工場は二〇〇四年三月に生産ラインを停止した。
- (5) 岡光夫『日本農業技術史—近世から近代へ—』第四章、（一九八八年、二一〇頁）。
- (6) 『広島県史』近世1、五四七―五四八頁。
- (7) 『広島県史』近世1、五四八頁。
- (8) 『広島県史』近世1、五四七―五四八頁。
- (9) 『広島県史』近世2、三七五―三七六頁。
- (10) 『広島県史』近世2、三七六頁。
- (11) 『加計町史』通史編、一四六―一四七頁。
- (12) 史料は、未渡村・田辺家文書（『西中国煙草史』（一九五五年、社団法人西中国煙草耕作協会刊行）に整理・掲載。一八九一年（明治二四）の『農事調査書』（『広島縣農業発達史 資料編』、一九八一年、四八一―四九〇頁）によれば、奴可郡の明治二四年調査における煙草作の産額は五万六四六七斤で、「農産物中需要ニ余アル品及ビ不足ノ品」では煙草は「不足」と記載されている。
- (13) 『西中国煙草史』、五七―六一頁。
- (14) 『西中国煙草史』、六六―六七頁。
- (15) 前掲『広島縣農事調査書』によれば、奴可郡は「本郡八県下ノ最北部ニ位シ郡内到处山嶽起伏シ氣候寒冷ニシテ地力最モ薄ク、加ルニ交通運輸ノ不便ナルガ故ニ事業振ハズ。随テ郡民一般ノ資産薄弱ナルヲ免レス（中略）概スルニ兼業農家ハ商工業其他幾分ノ収入アル事ニ従フモ所得

- ノ多カラザル故ニ其生活ノ状況困難ニシテ家資ニ余裕アルモノノ如キハ甚ダ稀ナリ。然レドモ專業農家ハ其状況概シテ家資ニ余裕アルモノ少シトセズ、但シ其余裕ハ収入ノ多キニ由ルニアラズシテ、平素勸儉節約ヲ固守スルニ起因セリ」と指摘されている。
- (16) 『広島県史』近世²、二七九頁。福山問屋の反対にあった鞆の「煙草出問屋」は、運上銀のほか御札銀一〇枚、福山問屋へ一丸につき銀六分二毛を差し出すことを条件に再開を許可された。
- (17) 『西中国煙草史』、六七〜七二頁。
- (18) 汐見三郎『専売及官公業論』、(一九三五年、一一八頁)。
- (19) 日本専売公社『たばこ専売史』、第一卷四六〜四九頁。
- (20) 日本専売公社『たばこ専売史』、第一卷八六〜八八頁。
- (21) 近藤康男「煙草専売制度と農民経済」(『近藤康男著作集 第3巻』)。
- (22) 日本専売公社『たばこ専売史』、第一卷七九〜八一頁。
- (23) 日本専売公社『たばこ専売史』、第一卷七六頁。
- (24) 一八九一年(明治二四)の『廣鳴縣農事調査書』をみると、神石郡の場合、煙草の産額は一三八万八〇三八斤、価額にして三万一一三九円、一斤当たり二錢一厘となつてゐる(『広島縣農業発達史 資料編』、四五二〜四五九頁)。
- (25) 『西中国煙草史』、一〇二〜一〇三頁。
- (26) とくに府中専売支所の存する芦田郡と隣接する神石郡は、明治二一年の郡別の葉煙草反当収量の最多がそれぞれ八五貫、九四貫と、広島県の中でとくに高い数値を示していた(『明治二四年広島農事調査』)。しかし、個々の農民の葉煙草生産に目を落とせば、葉煙草の価格差、自作・小作など農民階層等の経済的諸要因によってその収益は変動し、決して安定的なものではなかったこともまた事実である。
- (27) 『西中国煙草史』、二四四〜二四七頁。
- (28) 「明治三十三年分 主税局内報 第二類 庶務課」(府中専売局)
- (29) 「明治十年全国農産表」(『日本農業発達史』一九七八年、第一〇巻)。
- (30) 『岡山県史』通史編、五一四頁。
- (31) 前掲(28)。以下、とくに断らない限り、第二章第三節の史料は前掲(28)による。
- (32) 加茂支所では津高郡の加茂村・福山村・長田村・富津村・豊岡村・新山村・江與味村、賀陽郡の菅谷村が、弓削支所では久米南条郡の吉岡村・竜川村・竜山村・神目村、赤坂郡の山方村、周辺村が列記されている。
- (33) 「明治三十六年度 第一類 統計書綴 庶務課」(府中専売局)。以下、とくに断らない限り、第四節引用史料はこれによる。
- (34) 近藤康男「煙草専売制度と農民経済」(『近藤康男著作集 第3巻』、三五〇〜三五二頁)。
- (35) 専売局『煙草専売史』、第三卷、四〇六頁
- (36) 「明治三十六年度 第一類 統計書綴 庶務課」(府中専売局)。以下、とくに断らない限り、第三節引用史料はこれによる。
- (37) 日本専売公社『たばこ専売五十年小史』、一九五三年、二九頁。
- (38) 「明治三十八年分 葉煙草賠償価格調査書 府中出納所」(『西中国煙草史』、四八七頁)。
- (39) 「明治三十八年分 賠償価格調査書 府中出納所」(『西中国

煙草史』、第一〇二表、四八七頁)。

(40) 専売局『煙草専売史』、第一巻、六九九頁。

(41) 小西和『瀬戸内海論』(一九一一年、一九七三年復刊、六四五頁)。

(42) 近藤康男「煙草専売制度と農民経済」(一九七四年『近藤康男著作集 第3巻』、六三四頁)。付け加えるならば、明治政府は、耕作条件的に厳しく、決して豊かではない山間農村部の貴重な現金収入源(葉煙草生産)に対しても、国家の財政的な要請から消費税をはじめ、耕作・営業課税を施行し、やがて煙草専売制を導入していった。その葉煙草専売の導入が、さまざまな矛盾を孕みつつも煙草耕作農民に「安定的な」現金収入を「約束」し、これを「救済」した一面は否定できない。しかし一方で、さまざまな方法をとって煙草専売法から逸脱する地域住民や煙草専売法に反対する地域住民・団体が存在しており、そこから独自の論理や意志、あるいは社会経済的な諸条件に絡めとられながらも、「主体的」に生きようとする姿などを見いだす必要性も感じている。

【追記】本稿作成にあたり、広島経済大学名誉教授有元正雄先生より、府中専売支局関連の史料を御提示頂いた。記して深謝いたします。